



愛媛県報

令和8年1月9日金曜日 第675号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
規 則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………(健康増進課) 1
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(ク) 3

告 示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等……………(循環型社会推進課) 6
- 地籍調査の成果の認証……………(農政課) 7
- 土地改良事業の工事の完了……………(農地整備課) 7
- 保安林の指定の解除……………(森林整備課) 7
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………(東予地方局環境保全課) 7
- 土地改良区役員の就任退の届出……………(東予地方局農村整備課) 10
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(中予地方局地域福祉課) 10
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………(ク) 10
- 道路の区域変更(県道皿ヶ嶺公園滑川線)……………(中予地方局管理課) 11
- 道路の供用開始(ク)……………(ク) 11
- 指定道路の指定……………(南予地方局建築指導課) 11
- 医師の指定……………(福祉総合支援センター) 11
- 指定医師の所在地の変更……………(ク) 12
- 落札者等の告示……………(警察本部会計課) 12

公営企業告示

- 落札者等の告示……………(公営企業管理局総務課) 12

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
様式第1号 (第2条、様式第6号、様式第9号関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)			様式第1号 (第2条、様式第6号、様式第9号関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)		
省略			省略		
受	省略		受	省略	
診	加入している医療保 者	省略	診	被保険者証等 者の記号及び番号	省略
療	険の記号及び番号		療		
省略			省略		
自己負担上限額		該当する 所得区分	公費負担の対象 となる障害	特定疾病 療養受療証	有・無
			医療の具体的方針		

省略			
様式第6号 (第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)			
省略			
障害者・児	省略		
	フリガナ 受診者居住地		連絡先 (電話番号)
	住民票に記載 されている住所		
	省略		
保護者 (受診者が18歳未満 の場合に記入するこ と。)	フリガナ 氏名		続柄
	フリガナ 居住地	連絡先 (電話番号)	
	個人番号		
負担額 に関する事項	受診者が加入し ている医療保険 の記号及び番号		
	保険者名称		保険者番号
	省略		
省略			
自立支援医療費 受給者番号			
受給者証の有効期間 年月日から 年月日まで			
治療方針の変更 有・無 診断書の添付 有・無			
申請書を 提出した者	氏名	障害者・児 との関係	
	居住地		
省略			

注1 省略

2 障害者・児の「住民票に記載されている住所」の欄
は、受診者の居住地と住民票に記載されている住所とが
異なる場合に記入すること。

3 新たに精神通院医療に係る申請を行う場合は、「自立支
援医療費受給者番号」及び「受給者証の有効期間」の欄に
は、記入することを要しない。

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)の書類は、
前回の申請において(1)の書類を提出している者が引き続き
当該精神通院医療に係る申請を行う場合であって、前回の
申請時から病状及び治療方針の変更がないときは、添付す
ることを要しない。

(1) 省略

自己負担上限額			
省略			
様式第6号 (第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通 院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)			
省略			
障害者・児	省略		
	フリガナ 受診者居住地		連絡先 (電話番号)
	省略		
	フリガナ 氏名		続柄
保護者	フリガナ 居住地	連絡先 (電話番号)	
	個人番号		
負担額 に関する事項	受診者の被保険者 証の記号及び番号	保険者名	
	省略		
省略			
受給者番号			
治療方針の変更 有・無 診断書の添付 有・無			
省略			

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)の書類は、
前回の申請において(1)の書類を提出している者が引き続き
当該精神通院医療に係る申請を行う場合であって、前回の
申請時から病状及び治療方針の変更がないときは、添付す
ることを要しない。

(1) 省略

(2) 医療保険の加入関係を示すものの写し

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

〔自治体記入欄〕

省略	
診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）
加入している医療保険の確認方法	情報提供ネットワークシステム・資格確認書・その他（ ）
省略	

様式第8号（第2条関係）自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）

省略		
自立支援医療 費受給者番号		
省略		
変更内容	事項	省略
	省略	
	加入している医療保険に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一の保険の加入者）	
	省略	
省略		

注 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

〔自治体記入欄〕

省略	
診断書の提出	医療用（1年目）・医療用（2年目）・手帳用（1年目）・手帳用（2年目）
省略	

様式第8号（第2条関係）自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）

省略		
自立支援医療 受給者番号		
省略		
変更内容	事項	省略
	省略	
	被保険者証_____に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者と同一_____の加入者）	
	省略	
省略		

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号、様式第6号及び様式第8号の規定による書類は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号、様式第6号及び様式第8号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第2号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第21号の2を次のように改める。

様式第21号の2 (第27条関係) 障害者手帳交付申請書

※市町名	
※受理年月日	年 月 日

障害者手帳交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

申請者

氏 名

申請事項	精神障害者保健福祉手帳 (<input type="checkbox"/> 新規交付 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 障害等級変更 <input type="checkbox"/> 都道府県間の住所変更による手帳交付)				
精神障害者	フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日	
	個人番号				
	居住地	電話 ()			
住民票に記載 されている住所					
保護者	氏名		患者との続柄		
	住所	電話 ()			
添付書類	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 年金証書等 (障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し (級)) <input type="checkbox"/> 特別障害給付金受給資格者証等の写し (級) <input type="checkbox"/> 写真 (縦4センチメートル×横3センチメートル)				
交付を受けてい る手帳・受給者 証の有効期限	年 月 日	交付を受けてい る手帳の手帳番号			
		自立支援医療費の 受給者番号			
申請書を 提出した者	氏名		患者との関係		
	住所	電話 ()			

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。

3 精神障害者の「住民票に記載されている住所」の欄は、精神障害者の居住地と住

民票に記載されている住所とが異なる場合に記入すること。

4 保護者の欄は、申請者が18歳未満の場合に記入すること。

5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、申請者が他の都道府県の区域から居住地を移したことにより手帳の交付を申請する場合又は知事が個人番号の利用により年金に関する情報の提供を受けることができる場合にあっては、添付することを要しない。

(1) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第22号）又は年金証書等の写し

(2) 写真（申請前1年以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、脱帽して上半身を写したもの）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第21号の2の規定による申請書
又は様式第22号の規定による診断書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第21号の2の規定による申請書
又は様式第22号の規定による診断書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所並びに大洲市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社宏伸産業
愛媛県大洲市長浜町拓海1番地2
代表取締役 西岡 一枝

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
大洲市長浜町黒田甲608番1 外3筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）及びがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

5 申請年月日 令和7年12月18日

6 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所

○愛媛県告示第2号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調査期間	成果の名称
松前町	浜（新立）第3地区	令和5年度から 令和6年度まで	松前町（浜（新立）第3地区）の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和8年1月9日

○愛媛県告示第3号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	佐古西地区 (伊予市、東温市、松前町、砥部町)	令和4年6月28日
農業用排水施設整備事業	砥部地区 (砥部町)	令和7年11月12日
農業用排水施設整備事業	八幡浜北地区 (八幡浜市)	令和7年11月28日

○愛媛県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

松山市泊町甲431の5、甲431の6、甲432の6

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第5号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/130597.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年1月9日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤスハラケミカル株式会社

広島県府中市高木町1071番地

代表取締役社長 安原 権二

2 事業場の名称及び所在地

ヤスハラケミカル株式会社新居浜工場

新居浜市黒島一丁目7番7号

3 特定施設に関する事項

(1) R-451

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第33号 口 水洗施設	
特定施設の能力	1時間当たり3,200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日	
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11~14 最大 11~14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 3,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 225
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 2.8
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 4.4 最大 4.4

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

(2) R-452

特定施設の種類	政令別表第1第33号 口 水洗施設
特定施設の能力	1時間当たり3,300キログラム処理
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 225	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.8	
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.1	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7.2 最大 7.2	

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

(3) D-451

特定施設の種類		政令別表第1第33号 二 静置分離器	
特定施設の能力		1時間当たり3,200キログラム処理	
工事の着手予定年月日		令和8年4月5日	
工事の完成予定年月日		令和8年10月31日	
使用開始の予定年月日		完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔		連続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~14 最大 11~14	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 225	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.8	
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.1	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7.2 最大 7.2	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4.4 最大 4.4
----------------------------	------------------

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

(4) D-452

特定施設の種類	政令別表第1第33号 二 静置分離器	
特定施設の能力	1時間当たり3,300キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日	
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~3 最大 2~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 225
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.8
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7.2 最大 7.2

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 曝気槽

設置年月日	昭和59年5月10日
処理施設の種類及び型式	曝気槽、角形
処理施設の構造	鉄製
処理施設の主要寸法	縦 1,500ミリメートル 横 3,050ミリメートル 高さ 1,235ミリメートル
処理施設の能力	1日当たり100立方メートル処理
汚水等の処理の方式	単純曝気方式
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 3.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 162 最大 194	通常 125 最大 165
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 600	通常 300 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 4.2	通常 2.1 最大 4.2
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02	通常 0.01 最大 0.02
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30.1 最大 53.5	通常 30.1 最大 53.5

(2) R-9901

設置年月日	昭和61年3月5日		
処理施設の種類及び型式	加圧浮上式ユニチカUF-10B型		
処理施設の構造	スキマー付SUS製平底円筒形槽 他		
処理施設の主要寸法	縦 1,880ミリメートル 横 4,300ミリメートル 高さ 2,845ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり240立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧浮上式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 3.0~10.0	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 140	通常 40 最大 56
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 600	通常 10 最大 50

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 20.3	通常 5.4 最大 14.3
燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.16 最大 4.89	通常 0.89 最大 2.99
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 43.9 最大 69.3	通常 67.3 最大 99.0

(3) R-9909A/B

設置年月日	平成4年5月31日		
処理施設の種類及び型式	活性炭濾過器		
処理施設の構造	FRP、縦型円筒		
処理施設の主要寸法	直径 785ミリメートル 高さ 2,047ミリメートル 2基		
処理施設の能力	1時間当たり27立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 56	通常 33 最大 46
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 14.3	通常 4.9 最大 13.1
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.89 最大 2.99	通常 0.40 最大 2.44
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 67.3 最大 99.0	通常 67.3 最大 99.0

(4) 浮上沈降槽

設置年月日	昭和61年3月5日		
処理施設の種類及び型式	浮上沈降槽		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート		

処理施設の主要寸法		縦 10,600ミリメートル 横 21,200ミリメートル 高さ 1,965ミリメートル	
処理施設の能力		容量220立方メートル	
汚水等の処理の方式		単純浮上沈降槽	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 19	通常 15 最大 19
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 5 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 4.3	通常 2.7 最大 4.3
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.54 最大 1.50	通常 0.54 最大 1.50
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 229.3 最大 349	通常 229.3 最大 349

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) N.O. 1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 19
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 4.3
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.54 最大 1.50
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 229.3 最大 349

○愛媛県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年1月9日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福本 賴幸	新居浜市萩生2505番地

○愛媛県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年1月9日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821500315	合同会社 F U L L	東温市牛渕603-3	古田 靖尚	共同生活援助	グループホーム F U L L	東温市志津川1153 つむとむ第1コープ	令和8年1月1日

○愛媛県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年1月9日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000037	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	上本昌幸	居宅介護同行援護	伊予市社協居宅介護事業所	伊予市米湊723番地1	令和7年12月31日
3811500440	特定非営利活動法人ゆうき	東温市西岡264-1	岩井雄樹	就労継続支援A型	ゆうき	東温市西岡264-1	令和7年12月31日

○愛媛県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市河之内字落手甲692番8から 同市河之内字イダラ乙554番5まで	旧	メートル 4.8~27.0	キロメートル 0.280	
			新	4.8~27.0	0.280	

○愛媛県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市河之内字落手甲692番8から 同市河之内字イダラ乙554番5まで	令和8年1月9日

○愛媛県告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年1月9日

愛媛県南予地方局長 大崎陳洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和7年12月24日

3 指定道路の位置

西予市宇和町卯之町一丁目576番1の一部及び586番2

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 115.08メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第12号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮地祥多	東温市志津川	令和8年1月1日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大原雄大	東温市志津川	令和8年1月1日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高木亮太	東温市志津川	令和8年1月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立南宇和病院	田丸屋麟太郎	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	令和8年1月1日

○愛媛県告示第13号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
黒川慶昇	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和6年4月1日

○愛媛県告示第14号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年1月9日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借契約及びICカード運転免許証等消耗品代（1枚当たり）の単価契約	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和7年12月15日	東芝自動機器システムサービス株式会社 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1	7,445,826円 (月額)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月9日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
開放型保育器 15台 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年12月18日	株式会社カワニシ 松山支店 愛媛県松山市枝松五丁目6番45	33,525,000円	一般競争入札	令和7年11月7日